

「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年四月十二日

紙 智 子

参議院議長 平 田 健 二 殿



「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する質問主意書

二〇〇四年の高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、家畜伝染病予防法の改正がなされる一方、発生農家の経済的損失を補いながら、異常発見時における自主的な早期届出を促すために、万一の発生に対する補償措置を構築する必要があるとして、家畜防疫互助基金造成等支援事業の対象に高病原性鳥インフルエンザも加えられた。そして、この事業については、日本養鶏協会が実施主体の一つとなった。

この事業に基づく補助金を不正受給したとして、日本養鶏協会は、二〇一一年十二月に鶏卵生産最大手「イセ食品」のグループ会社「イセファーム」（茨城県）と同社代表取締役を補助金適正化法違反容疑で東京地検特捜部に告発した。それは、高病原性鳥インフルエンザを巡る補助金不正受給という極めて悪質性の高いものであり、許すことは出来ない。ついては、以下質問する。

一 日本養鶏協会が告発した経緯と根拠について、政府の承知するところを明らかにされたい。

二 政府も「イセファーム」が家畜防疫互助基金造成等支援事業に基づく補助金を不正受給したと認めているのか。

三 不正受給の再発を防止するために、政府はどのような措置を考えているのか。

四 このような不正受給をした「イセファーム」は「イセ食品」のグループ会社であり、政府は「イセ食品」に対してどのような指導をしているのか。

右質問する。